

(8) 患者申出療養制度の普及に向けた対応

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
34	制度の趣旨に沿った運用改善策の検討	患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。	平成 30 年度検討、結論を得次第措置	厚生労働省
35	制度の周知及び医療機関に向けた支援	<p>困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとする場合に、選択肢として患者申出療養が適切に認知されるよう、周知方法を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>また、従来の評価療養との違いを明確にする観点から、患者が制度を容易に利用できるよう、以下の内容を含めた医療機関に対する具体的な負担軽減策について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に向けた Q & A を策定し、公表する。 ・ 臨床研究計画書等の、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、医療機関の負担軽減を図る。 ・ そのため、医療機関の参考となるよう、既に実施された患者申出療養及び既存の先進医療の臨床研究計画書を可能な範囲で提供する等の対応を行う。 	平成 30 年度措置	厚生労働省